

Title	応神天皇の实在性をめぐって
Author	直木, 孝次郎
Citation	人文研究. 25 卷 10 号, p.910-928.
Issue Date	1973
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学部
Description	故重田徳助教授追悼号

Placed on: Osaka City University Repository

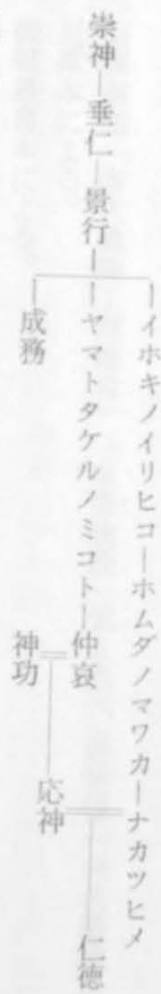
応神天皇の实在性をめぐって

八八

直木孝次郎

はしがき

さきに私は「応神王朝論序説⁽¹⁾」という小論を発表し、林屋友次郎、山根徳太郎、水野祐、井上光貞等の諸先学の説⁽²⁾にみちびかれながら、四世紀後半以降に応神天皇を初代とする王朝が大坂平野を中心として成立したことを論述した。この王朝の始祖応神天皇は、現行の「古事記」「日本書紀」(以下連称するときは記・紀と略称する)ではつぎに示すように仲哀天皇の皇子となっているが、もとより後代の造作と考えられる。



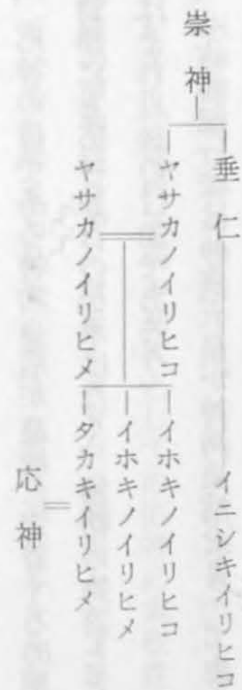
井上光貞氏は成務・仲哀両天皇の实在性はみとめられないとして、これを除外し、記・紀系譜はつぎのように訂正・復原すべきであるとされる。⁽³⁾

崇神—垂仁—景行—イホキノイリヒコ—ホムダノマワカーナカツヒメ

応神—仁徳

吉井巖氏は崇神(ミマキイリヒコ)・垂仁(イクメイリヒコ)の血統にイリヒコ・イリヒメの名称をもつ人物が多く、しかもその称をもつ人名は応神以後にはあらわれないことに着目して、そうした称をもつ人々の实在性はかなり

高いと考え、記・紀系譜をつぎのように復原された。⁽⁴⁾



現在までのところ、記・紀系譜の復原は吉井氏の示されたものよりも精密な考慮をへており、説得力があるが、ここに示されたものが歴史的事実の記録とはいえない。記・紀系譜そのものよりは歴史的事実に近いであろうが、いい得ることは六・七世紀ごろに皇室の系譜として伝えられていたのはこういう形であるということであって、史実そのままを伝えているかどうかは疑問というほかはない。吉井氏自身も、「私もこの復元したイリヒコ・イリヒメ系譜が実際の歴史のままとは考えていないのです。『古事記』・『日本書紀』によればこういうものが出てくるという事実を重視したいのです」と語っている⁽⁵⁾。

この点を本稿の主題とする応神天皇についていえば、仁徳天皇以下大阪平野に陵墓をもつと伝えられる五世紀の諸天皇——仁徳・履中・反正・允恭・雄略・清寧——の始祖的地位にある応神が、事実入り婿の形で崇神天皇からはじまるイリヒコ系の王統の後継者となったのか、応神を始祖とする王統は崇神を始祖とする王統とはまったく別系統であったが、崇神王統と応神王統を接合するために——天皇家の系譜を延長する必要上——応神の入り婿という形で両者をつないだにすぎないのか、いずれとも判断のしようがないのである。またこうした系譜の研究によって、応神天皇の始祖的地位は一段と明確になったが、始祖的地位が強くなればなるほど、その実在性はかえって薄れてくるという問題もある。仁徳以下の王統の始祖として構想された伝説的人物にすぎないのではないかという疑いである。

応神天皇の実在性をめぐって

私が本稿で考えようと思うのは、主として後者——応神の实在性の疑いについて——の問題に関連する。さきにもべたように私は「応神王朝論序説」と題する小論において、応神天皇が大坂平野を基盤として成立した王朝の始祖であることを述べた。その時は応神天皇の实在性については、ほとんど疑問を抱かなかったが、その後新しく発表されたいくつかの研究に触発されて再検討の必要を感じようになった。以下考え得たところを述べ、批判を請いたいと思う。

一

応神天皇は、記・紀に伝えるその名（いわゆる和風諡号）がホムダワケという修飾の少ない、素朴なものであり、かつ履中（イザホワケ）・反正（ミズハワケ）両天皇の名と同じく、ワケという称号をもつことなどからも、従来实在性を疑われることはほとんどなかった。この問題を正面からとりあげて、疑問を表明した本格的な研究は、吉井巖氏の「応神天皇の周辺」（同氏著「天皇の系譜と神話」）ではあるまいか。きわめて豊富な内容をもつこの論文の要旨を、もれなくここに紹介することはできないが、たとえばつぎのような点が疑問の理由としてあげられている。

一、記・紀において天皇の出生記事は、皇位継承に特殊な事情のある天皇以外は、父祖の天皇の条下に記されているのに、応神天皇の出生記事は、日本書紀では仲哀紀にみえない。

二、応神の母である神功皇后が皇統に定着する時期は、天武朝あるいはそれ以後と考えられるが、応神即位以前の物語にも応神独自の伝承はなく、神功の物語とともに記されている。応神についての物語はやはり天武朝あるいはそれ以後の付加であろう。

三、「古事記」では仲哀天皇が神功皇后を娶って生んだ子として、「品夜和気命、次大鞆気命、亦名品陀和気命」とある。神功皇后と本来関係のあったのはホムヤワケとオホトモワケの二人で、ホムダワケ（応神）はもとそれと

は関係なく、後の時期に「亦の名」としてオホトモワケに結びつけられたのかもしれない。

四、応神即位以後の物語では、河内・摂津地方に関するものが少ないのに対し、大和とくに高市郡地方に関するものが多く、河内王朝の初代としての応神の実在性を著しく弱める。また「古事記」の物語についていうと、物語形成の原理はウチノワキイラツコの顕彰と、オホササキノミコト（仁徳）の即位を語るといふ二つの意図からなっていると考えられる。そうしてウチノワキイラツコの母は和珥氏の出である矢河枝日賣とされているところからすると、ワキイラツコの顕彰は和珥氏の要請によるものであり、オホササキの即位物語は「古事記」の史書としての性格から生ずるものだが、ワキイラツコの顕彰の要請にともなって生じたものであるともいえる。このこともまた、応神天皇の実在性を弱めると思われる。

以上のように吉井氏は応神天皇の実在に疑いをかけ、「難波に本拠をもつ新しい王朝の初代天皇としてすでに仁徳があり、応神はさらにその上に重ねられた天皇である」と推定される。応神を作為する契機としては、仁徳王朝をひきつぐ継体王朝が、仁徳王朝と同格の家筋であることを誇示するために、左図のようにその始祖として仁徳天皇の先代（応神）を創出したのではないかとする。



吉井氏の説にすべてしたがうわけではないが、いわれてみると、私にも思いあたることがある。旧稿「応神王朝論序説」において、記・紀に祖先の出自を記している氏族が、自己の祖先の出現をどの天皇の時のこととしているかを調べてみたことがある。祖先を神代におくものを除き、神武以後についての統計を表示すると、つぎの通りであるが、特徴的なことは応神天皇およびそれ以前の時代に祖先があらわれたとする氏族が、それ以後にあらわれたとする

応神天皇の実在性をめぐって

	古 事 記			日 本 書 紀		
	皇系氏族	非皇系氏族	計	皇系氏族	非皇系氏族	計
神武	21	8	29	0	10	10
靖寧	0	1	1	1	0	1
安懿	3	0	3	1	0	1
德昭	3	0	3	0	0	0
孝安	16	0	16	1	0	1
元化	0	0	0	0	0	0
神仁	8	1	9	1	0	1
行務	30	2	32	7	0	7
良功	23	0	23	0	0	0
神應	3	2	5	2	2	4
仁德	18	0	18	2	2	4
以降	21	1	22	13	4	17
神應	0	0	0	0	0	0
神應	0	2	2	0	2	2
神應	—	—	—	0	7	7
神應	7	2	9	4	14	18
仁德	3	1	4	3	4	7
計	156	20	176	35	45	80

〔備考〕「日本書紀」については、つぎに注記するように祖先を記すすべての氏族を表示したものではない。

①古事記と対照するために舒明朝以後は省略した。②継体く用明間にあらわれた公姓六氏は、歴史的事実と思

われるので除外した。③中間の祖を示したと思われるものは除外した。

氏族より、きわめて多いことである。

それは仁徳以後の天皇につながりを求める氏族が少ないことを示すが、前稿に述べたように、始祖のあらわれる時代として、仁徳以降は不適當である、という意識が強く、応神以前は始祖があらわれるにふさわしい神話的時代と考えられていたことを語るものである。このことから私は旧稿のなかで、「現実の世は応神からはじまり、それ以前は伝説の世であるという考えが、明確な形ではないにせよ、広く（記・紀の原形の成立した）七世紀の氏族の代表者や宮廷の人々に意識されていたのである」と論じたが、いま吉井説を前にして反省してみると、応神朝は伝説の時代に属し、現実の世は仁徳からはじまるとするのが、上掲の表のすなおな解釈といふべきであらう。

すなわち応神天皇は、継体王朝の出現を権

威づけるためと、仁徳天皇の出現を説明するためという二つの目的をもって、仁徳の前に加上された伝説上の天皇と解されるのである。「古事記」が仁徳を下巻の冒頭におき、応神を中巻の末にしていることも、二人の天皇のこの性格のちがいにともづくのであろう。

二

しかし応神天皇には、ただ虚構された天皇というだけではすまされない多くの疑問がまつわっている。まず、応神と仁徳との関係である。性格的には仁徳天皇は実在、応神天皇はその上は仮構された伝承上の存在と区別することができるが、記・紀に記されたオホサザキノミコトとホムダワケノミコトの物語を、そのように明確に区別することができるだろうか。出生や即位の事情についてはそれぞれの特色があるが、後述するように即位後の君主としての業績や后妃との物語においては類似するところが多く、両者をとものに「聖君主」の概念で理解できるとする河野勝行氏の説が⁽⁶⁾出されているほどである。一方だけを虚構の天皇として、他と区別することは、実際の記・紀の叙述のうえからはむづかしいように思われる。

また応神天皇をつくりだした理由として、継体王朝の権威づけと、仁徳天皇の出現の説明のためという二か条をあげたが、「古事記」では継体天皇の五代の祖が「品太天皇」、「日本書紀」では「誉田天皇」となっているのに、「上宮記」逸文にみえるところでは「凡牟都和希王」となっており、継体の五世の祖がホムダワケであるのか、ホムツワケであるのか、という問題がある。凡牟都和希をホムタワケと読んで、この疑問を解決しようとする論者もあるが、同じ「上宮記」の系譜のなかに出てくる「伊波都久和希」は、記・紀にみえる「石衝別」「磐衝別」と同一人物をさし、都はツと読まれている⁽⁶⁾のだから、「凡牟都和希」の都をタと読むのは、やはり無理といふべきであろう。しかも

『上宮記』の成立は記・紀より古いと考えられるから、この所伝はかなり重視しなければならぬ。なにゆえに継体の祖をホムツケワとする説と応神天皇（ホムダワケ）とする説とが存するののか。

本稿では前者を中心にして考察を行ない、その成果を参考して後者の問題についても私見を述べたいと思う。そこで応神天皇と仁徳天皇との関係であるが、この場合、注目されるのは『古事記』応神天皇段にみえるつぎの歌である。

又吉野之国主等、瞻大雀命之所佩御刀、歌曰、

品陀ほむたの 日の御子 大雀おほささぎ 大雀 佩はかせる大た刀 本もとつるぎ 末すえふゆ 冬木ふゆぎ如ごとす からが下した樹きの さやさや

歌の部分の表記は日本古典文学大系版『古事記』によったが、同じ日本古典文学大系でも『古代歌謡集』では終りの部分を「冬木の 素幹すからが下木の さやさや」と読むように、解釈はかならずしも一定していない。だが、冒頭の部分は、「ホムタの日の御子である大雀よ」という意味であるとしなければならぬ。「品陀の 日の御子」を、品陀天皇（応神）の子の仁徳天皇と解していた旧説は、倉野憲司氏や土橋寛氏（註）らが論じておられるように、誤りである。

それでは、応神天皇（ホムタの日の御子）と仁徳天皇（大雀）を同じ人物として歌っているのはなぜか。この疑問に対して土橋氏は、

品陀は河内の地名で、この地名を名にしているのは応神天皇だけでなく、外に「品陀眞若王」があり、その娘腹の皇子が仁徳天皇で、品陀の地で生育したので「品陀の日の御子」と呼ばれたものと思われる。

と論じ、応神・仁徳両天皇とも「ホムタの日の御子」とよばれたとする。

一応これで説明できるが、ひきつづく二代の天皇が同じ称号でよばれたというのは、ほかに例がないことで、苦し

い弁明といわざるをえない。土橋氏は「軽」の地名をおびた「軽皇子」が、允恭天皇の皇太子と天武天皇の皇太子と二人あるという例をあげられるが、これは二百年も時代が隔たつての出現である。

吉井巖氏は同じ問題をとりあげて、別な解釈を出しておられる。氏は「仁徳もまたホムダの名で呼ばれてゐたことがわかる」としながら、ホムダノヒノミコを仁徳（本名大雀）の「別称」すなわち「またの名」とは考えず、この時代の天白の代々の通称とする。その類例として、「古事記」上巻にみえる歌謡、

八千矛の神の命や 吾が大国主 汝こそは……

をあげ、「この大国主は固有名詞ではなく、偉大なる国の支配者と言ふ普通名詞に解すべきであろう」とされる。

いかにもこう考えれば、実在する仁徳（大雀）が、非実在と吉井氏の推定する応神（ホムタワケ）と同じ称号で呼ばれることは説明できる。しかし、ホムダノヒノミコが代々の天皇の通称ということは、何ら証明をとまなわなない臆測である。また「八千矛の神」の歌の解釈が吉井氏の説かれる通りであったとしても、大国主は「普通名詞」なのであって、「代々の通称」ではなく、「品陀の日の御子」の称の類例とすることは困難である。

この歌はもっとすなおに解釈すればよいのではあるまいか。すなおに読めば、「品陀の日の御子」と「大雀」とは、同じ一人の天皇——正確には王または大王——の呼び名と考えられる。それがのちに分化して、品陀天皇と大雀天皇となつたのではなからうか。

それを実在にもせよ、非実在（伝承上）にもせよ、はじめから別個に伝えられた二人の天皇の呼び名と考えるから、苦しい説明や解釈をしなければならなくなるのである。もとは一人として伝えられた天皇の二つの名であり、その天皇に関する伝承がのちにそれぞれの名を持つ二人の天皇のこととして、分化・伝承されたのではないか、という想定を掘り下げてみる必要がある。

応神天皇の実在性をめぐって

三

まず『日本書紀』より古い形をのこしていると考えられる『古事記』の仁徳天皇段をみると、それはつぎの諸条から成りたっている。

- イ、帝紀的部分（宮名、后妃、子女等）
- ロ、部の設置や、屯倉、池江、津の造成
- ハ、仁政物語

ニ、大后石之日壳（磐之姫）の物語

黒日壳・八田若郎女の物語を含む。

ホ、速總別王の変

ヘ、雁の卵の瑞祥

ト、枯野の船

チ、天皇の年齢と陵

これを『日本書紀』応神紀と比べると、つぎの三点に類似の説話があるのに気づく。第一は右述のロに記した池の築造で、仁徳記に丸瀬池・依網池を作ったことがみえるのに対し、応神紀では韓人池・剣池・軽池・鹿垣池・厩坂池の作られたことが、七年・十一年の条にある。しかしこれは池の名が違う。応神・仁徳両天皇がもと一体であったという証拠とすることはむづかしい。

しかし第二にあげることのできる仁徳記のニの黒日壳と、応神紀の兄媛の物語の類似はどうかであろうか。仁徳記で

は、吉備海部直黒日売は、天皇に召し出されたが、石之比売の嫉妬を恐れて本国の吉備に帰った。天皇は黒日売を恋しく思つて、淡路島に行き、転じて吉備国に幸し、黒日売と再会して歌を贈答した、という筋である。応神紀の兄媛の物語では、吉備臣の祖御友別の妹、兄媛は天皇の妃であったが、父母を恋しく思つて故郷に帰った。天皇は淡路島を経て、吉備に幸し、御友別の奉仕をうけ、吉備国を割いてその子等を封じ、兄媛には織部を賜わった、というのである。

両者は故郷へ帰る動機や、家系等において相違はあるが、天皇が吉備出身の妃のあとを追うて、その国を訪ねたという大筋は一致している。もしこの話がはじめから別々に存し、兄媛と応神の物語、黒日売と仁徳の物語として旧辞に載っていたのならば、兄媛の話は応神記にも存し、黒日売の話は仁徳紀にもあつて然るべきであるが、つぎに表示するように、そうはなっていない。「古事記」はこの話を仁徳天皇のところにおいて黒日売とし、「日本書紀」は応神天皇のところにおいて兄媛としてしているのである。応神・仁徳両天皇に共通する話が記・紀を通じて一種類しかない、

	古事記		日本書紀	
	応神	仁徳	応神	仁徳
兄媛	×	×	○	×
黒日売	×	○	×	×

ということ、両天皇がもとは一体であったとする推定の傍証となるであろう。

類似の第三は卜の枯野という船の話である。仁徳記では、免寸河（河内国か）の西の大樹を切つて作り、枯野と名づけた。朝夕、淡路島の水を酌んで天皇に奉つていたが、船のこわれたもので塩を焼き、残った木で琴を作った、と

応神天皇の実在性をめぐつて

いのである。この船のことは「日本書紀」では仁徳紀にはみえず、応神紀に、枯野という船を伊豆で作り、のち船材を薪として塩を焼き、残りの木で琴を作った話がみえる（五年、三十一年条）。これも記・紀の間に造船の場所などについて差異はあるが、大筋は一致しており、もと一つの話であったことは疑いない。それが応神朝の話になったり仁徳朝の話になったりするのには、もと両天皇が一体であったことを思わせる。

記・紀以外にも両天皇の一体を語ると考えられる史料がある。「古事記」応神段に、

秦造之祖、漢直之祖、及知釀酒人、名仁番、亦名須須許理等、参渡来也。

とあるが、つぎに示すように須須許理とよく似た名の人物が仁徳朝に渡来したこと示す記録が、「姓氏録」右京皇別の酒部公の条にみえる。

大鷦鷯天皇之御代、從_レ韩国_二参来_一人、兄曾々保利、弟曾々保利二人、天皇勅有_二何才_一、皆有_二造_レ酒之才_一、令_レ造_二御酒_一、

「酒を醸すことを知る人」須須許理と、「酒を造るの才有る」曾々保利とは、同じ人物についての伝えとみてよからう。それが一方は応神朝の渡来、他方は仁徳朝の渡来と伝えているのである。

これとはやや性格がちがうが、仁徳紀四十年の条に、仁徳天皇の命によって隼別皇子の追討に加わったことのみえる播磨佐伯直阿俄能胡が、「播磨国風土記」では、応神天皇の供奉者としてあらわれるのも注意される。同上書神前郡多駝里の条に、

品太天皇、巡行之時、大御伴人佐伯部等始祖、阿我乃古、申_二欲_レ請_二此土_一、

とあるのが、それである。この品太天皇（応神）の大御伴人阿我乃古と、仁徳紀四十年条の阿俄能胡とは同一人物とみてよいだろう。もちろん、同じ人が二朝に仕えることは珍らしくないから、これは問題とするに足りないかもしれない。

ない。しかし中央有力豪族ならともかく、地方豪族出身と思われる人物が、このような古い時代に、二代の天皇に仕えた例の知られるものは少ない。このような伝承が生じるのは、応神・仁徳両天皇の区別が定かでない時期があつたからではなからうか。

四

応神・仁徳両天皇の関係をこのように疑つて来ると、もう一つ参考となるものに髪長比売（髪長媛）の物語がある。記・紀ともに応神天皇の条に載せ、大筋に大差はない。「古事記」によつて記すと、髪長比売は日向国の諸県君の女である。応神天皇がこれを召しよせたところ、太子大雀命はその「姿容の端正」に感じて、自分に賜わるように仲介を建内宿禰にたのんだ。天皇は建内宿禰の請いにより、とよのあかり豊明の折をえらんで髪長比売を太子に賜わつた。大略は以上の通りで、「日本書紀」は、建内宿禰の仲介のことがみえないほかは、ほとんどかわりはない（応神十一年、十三年条）。そこに歌われる四首の歌謡の歌句も小異を存するだけである。

それゆえ、この物語と天皇との結びつきには外面的に疑問はないのだが、問題は一人の女を父と子とが争うという物語の内容である。この父と子、または兄と弟とが女を争うというタイプの話は、記・紀のなかに数例みられるが、つぎに示すように髪長比売の場合以外は、すべて悲劇的な結末が付随している。

(1) 景行天皇と大碓命（景行記） 天皇は三野国造の祖である大根王の女の兄比売・弟比売の二人を召そうとして、御子大碓命を遣わしたところ、大碓命はみずから二人と通じた。大碓命はのち小碓命（倭建命）のために殺された。

（景行紀四年二月条には、天皇が美濃国造神骨の女、兄遠子・弟遠子を召そうとしたが、皇子大碓命がこれと密通したとある。「書紀」では大碓命は殺されないが、景行四十七年七月条に、大碓命は蝦夷征討に遣わされることを

恐れて草の中に逃げ、天皇に叱責されて美濃に封ぜられた、とある)

(2) 仁徳天皇と速総別王(仁徳記) 天皇は弟の速総別王を媒なかけとして庶妹女鳥王を召そうとしたところ、速総別王は女鳥王と通じた。のち速総別王は女鳥王とともに宮を逃れたが、天皇の軍のために宇陀の蘇邇で殺された。(仁徳紀四十年二月条に、人名の表記は準別皇子と嶋鳥皇女となるが、同じ筋の話があり、皇子、皇女は伊勢の蔭代野で殺される。)

(3) 履中天皇と住吉仲皇子(履中紀) 天皇は即位以前に、羽田矢代宿禰の女、黒媛を妃としようと思い、婚約のち、結婚の日を告げるために弟の住吉仲皇子を遣わしたところ、仲皇子はひそかに黒媛を奸した。これが履中に知られたので、仲皇子は履中を殺そうとしたが、かえって履中のために殺されてしまった。(この話は「古事記」にはみえない)

以上の三例とはちがい、つきに記すのは太子と臣下が女を争う話だが、参考のために掲げておく。

(4) 顕宗天皇と平群志毘(清寧記) 天皇は即位以前に、菟田首の女、大魚の愛を、平群志毘と争った。ついに顕宗は軍を興して、志毘を殺した。(武烈前紀では、即位前の武烈天皇と平群鮪とが物部能鹿火の女、影媛を争い、鮪が影媛を得たことになっている。武烈は怒って兵を集め、鮪を殺した)

天皇または皇太子と女の愛を争ったものは、臣下はもちろん、親子・兄弟のような近親者でも命を失う、少なくとも失脚するのは、古代の物語としては当然の結末であろう。実際、右にあげた諸例は、すべてそのような話の筋になっている。ただそのなかにあって、応神・仁徳父子が唯一の例外で、仁徳は父天皇の召した女が父と婚を成す以前に、天皇の了解を得て賜わっているのである。なぜそのような例外の話が生れたのか。物語作者としては、のちに天皇になる仁徳を殺したり追放したりすることはできないから、例外的に幸福な結末になったともいえるが、そもそも

そういう親子間で女を争う、また一方から他方へ女を譲るような物語がなぜ構想されたのかが問題である。兄弟間で皇位をゆずりあう話（宇遲能和紀郎子から大雀命へ、意祁命から袁祁命へ）などとはちがって、親子間で女をゆずるのは、どちらにとってもあまり名誉な話とは思われない。

そうすると、はじめにホムダワケノミコトであるオホサザキノミコトが日向の髪長比売を召したという話があったのではないかと思われる。すなわち、のちにホムダワケノミコトとオホサザキノミコトが別個の天皇に別れたとき、ホムダワケもオホサザキもともに髪長比売を召したというはじめの伝承を生かすために、親子の間に髪売比売を譲ったという話がつくりだされたのではあるまいか。この物語もまた、オホサザキとホムダワケとがもとは一体であることを示しているように思われるのである。

五

このように応神・仁徳両天皇が別個の存在であることを疑ってくると、しかし現に応神・仁徳両天皇を葬る巨大な古墳が河内と和泉にあるではないか、といわれるかもしれない。たしかに「延喜式」諸陵寮の条に、河内国志紀郡の惠我藻伏崗陵が応神陵、和泉国大鳥郡の百舌鳥耳原中陵が仁徳陵であることを明記し、「古事記」も応神陵が「川内惠賀之裳伏岡」にあり、仁徳陵が「毛受之耳原」にあるとしている。

けれども、それはそう伝えられているというだけであって、そうした所伝が天皇の实在の証拠とならないことはいうまでもない。ホムダワケとオホサザキとが別個の天皇と考えられるようになってから、被葬者のわからなくなっていた古墳から適宜なものをえらんでそれぞれのでの天皇の陵に比定したことかもしれない。天皇や皇后の陵墓の確認が行なわれはじめた時期を、新井喜久夫氏は継体—大化間と推定しておられるが、おそらく妥当な見解であろう。

私は六世紀中葉前後に行なわれた帝紀の製作と関係があると考え。そのころにホムダワケとオホサザギを別の天皇と考えていたからといって、それが事実とはいえないのである。

しかも重要なことは、「日本書紀」は仁徳天皇の陵を「百舌鳥野陵」と伝えていたが、応神天皇の陵については伝える所がないのである。単なる「書紀」編者の不注意による書き落しであろうか。

「日本書紀」は応神以外のすべての天皇―実在の疑われている天皇をふくめて―について陵の所在を書き記しているのだから、応神天皇の陵が記されていないことは、たしかに編集上の不備で、編者の不注意といわなければならぬ。しかしなぜ応神天皇に関してだけ、編者はこのような不注意をおかしたのだろうか。⁶⁴

天皇の山陵の記事は、逝去の年またはつぎに即位する天皇の元年または二年の条に記されることが多く、⁶⁵ 応神の場合はその死後に大山守皇子の乱などの紛争記事がはさまれているために、山陵記事の記載がまぎれて失なわれたのではないか、ということも一応考えられるが、次代の天皇紀とのあいだに紛争記事が介在するのは、なにも応神天皇の条だけではない。仁徳の死後には住吉仲皇子の乱、安康の死に関連しては眉輪王の変や市辺押磐皇子の謀殺事件、雄略の死後には星川皇子の乱など、天皇の死後に紛争記事のある場合は少なくないが、どの天皇についても山陵記事はもれなく記されている。応神天皇陵の欠失を単なる不注意として処理することはむずかしいように思われる。そこで、応神陵欠失の理由として、応神・仁徳はもと一体であり、両天皇の陵としては和泉の百舌鳥野の古墳一つだけが伝承されていたからではないか、という解答が浮んでくる。応神・仁徳が別々の天皇であるという認識が進んでくると、山陵もそれぞれについて設定されるが、はじめて山陵の確認が行なわれた時期―おそらく六世紀中葉ないしそれ以後―では、両天皇はまだ分化していなかったか、分化していても日まだ浅かったために、山陵は一つしか制定されず、帝紀にもそのように記載され、それが尾をひいて応神陵の欠失となった、と考えられるのである。

以上は一つの臆測であつて、これをもって応神・仁徳一体説の強い支柱とすることはできない。しかしこのように考へると、『古事記』の古写本のあるものが、応神陵についてつぎのように註記を加えている事実が理解しやすくなる。

御陵在川内惠賀之裳伏^{百舌鳥}岡也^{陵也}

「百舌鳥陵也」の五字は眞福寺本や伊勢本には見えないが、卜部本（静嘉堂文庫蔵）をはじめ卜部本系統の猪熊本・上賀茂本・寛永版本には存する。この分註は、本居宣長以下多くの学者の考へるやうに、『古事記』の原本にはなかつたものであろうが、この註が加えられたことは、応神陵についての伝承が確立していないこと、応神陵と仁徳陵の區別が明確でなかつたことを示している。同時にそれは、応神陵は仁徳陵とともに百舌鳥野にあるという考へが、少なくとも一部には根強く存していたことをも示す。そうした伝承は、応神と仁徳がもと一体と考へられていたところから生れたものであろう。この分註は、上來のべてきた両天皇一体説に立つとき、いちばん理解しやすいと考へる。

山陵について述べたついでに、仁徳天皇の名オホサザギが、『日本書紀』の伝えるやうなミノサザイである鷓鴣（雀）の名を取つたのではなく、大きな山陵を意味する語から来たものであるとする説についてふれておく。その説では、仁徳天皇の本当の名は伝わらないが、仁徳天皇のために築いた巨大な山陵が百舌鳥に存するので、オホサザギ（大山陵）と呼ばれたとするもので、喜田貞吉氏が早くからこの説を口にしていたと聞いている。最初の首唱者がだれであるか私にはわからないが、つぎに示す津田左右吉氏の明治三十年二月三日の日記に見えるところは、その早いものといつてよからう。

古代天皇の御諱は実の御諱ならずして御謚の類もしくは下民の呼び奉れるもの多し（神大和磐余彦の類）、仁徳天皇の御諱、大き、ぎも、其の諱に附帯せる伝説はいと疑はし、天皇の御山陵^{みさき}の特に大なりしより後人大みさ、ぎと称し奉りしを、「み」の省かれて「大き、ぎ」と称し奉るに至りしにやあらむ、云々、こは昨日「日本新聞」

応神天皇の実在性をめぐつて

に見えし某の説なり、

この説も一つの臆測にすぎないが、その前後の天皇の名をあげると、品陀和氣命（応神）・大江伊邪本和氣命（履中）・瓊水齒別命（反正）・男浅津間若子宿祢命（允恭）というように（表記は「古事記」による）、地名またはワケの稱を付するのが一般であるなかで、仁徳天皇のオホサザキだけが特殊である。大山陵の意とは断定できないが、その可能性は大きく、そうでなくても本来の名とはべつに一種の別称として成立した名称と考えられる。その本来の名がホムダワケ（ホムダノミコト）で、別称がオホサザキであったのではないか。それがのちに分離して、二人の天皇となったと考えるのである。

む す び

もと応神天皇が仁徳天皇と一体の天皇（正しくは大王）として伝えられていたと考えられる理由は、おおよそ以上の通りである。ホムダノミコトが伝承上の、非实在の天皇、オホサザキノミコトからが实在の天皇、というのではなく、くりかえし述べたようにもと両者は一体であり、大阪平野を基盤に勢力をきずいた王朝の初代の大王として、实在したと考える。本来の名はホムダワケであり、やや時代をへてオホサザキの別称を生じ、さらに時代がくたって二人の大王に分化し、一方のホムダワケは始祖として神秘的・神話的な性格をにない、オホサザキはその後継者として現実的な性格をもって語られるようになったのであろう。

継体王朝の成立ののち、実際の初代である継体天皇の系譜が応神にむすびつけられたのは、応神と仁徳とが分化し、前者すなわち応神が始祖としての神秘的な性格をもつようになったことと関係がある。継体天皇は河内王朝の始祖より出自する系譜をもつことにより、自己の正当性を主張することができたのである。

ただし、こう考えるとき問題になるのは、さきにふれた継体の先祖をホムツワケ王とする「上宮記」の伝えである。吉井巖氏の詳細な研究「ホムツワケ王」を参照しながら私見を略述して、本稿をとじることにしてしよう。

吉井氏の指摘されるように、「上宮記」のホムツワケ王は、垂仁天皇の皇子品牟都和氣命（「記」による。「紀」は誉津別王）と伝承上も同一の人物であったと考えられる。この垂仁の皇子のホムツワケは稲城の炎土するなかで生れたと伝えられるほか、成長について神秘的な物語を多く付随し、神聖な皇子の印象が強い。継体王朝の始祖たるに足る資格を十分にそなえているのである。そのホムツワケが垂仁の皇子となっているのは、継体王朝の始祖を崇神・垂仁の系譜、すなわち崇神王朝に結びつけようとする試みのあったことを物語るものであろう。

ホムダワケもまた、すでに記したように神功皇后からの誕生談をはじめ多くの神話的伝承をもち、始祖たるにふさわしい。吉井氏は継体の祖をホムツワケ王とする伝承と、ホムダワケとする伝承とがあり、前者は蘇我氏によって、後者は息長氏によって作られたとされるが、妥当な説であると思う。両伝承のちがいは、ホムダワケを祖とする説では継体王朝の出自を河内王朝の祖に結びつけただけであるのに対し、ホムツワケを祖とする説では出自を河内王朝より古い崇神・垂仁王朝に結びつけようとするところにある。おそらくこの段階では、ホムダワケは崇神・垂仁の系譜に結ばれていなかったであろう。

両者それぞれ主張する所があったにちがいないが、その後帝紀の修正改編が行なわれ、ホムダワケも崇神王朝の系譜につながるようになった。そうなると継体の祖をホムツワケ王として、しいて直接垂仁につづける必要もない。垂仁の皇子ホムツワケ王と継体とをつなぐ系譜はうちきられ、ホムツワケ王は子孫系譜をもたない孤立した王となり、崇神王朝の系譜をひきつぐこととなったホムダワケが、継体の祖先の地位を独占するに至ったと考えられる。

以上が応神天皇の実在性について考ええた大要である。論じのこしたところが少なくない。とくにホムツワケとホ

ムダワケの関係については詳論を必要とするであろうが、つぎの機会を待ちたい。本稿をなすについて多くの教示をえた吉井氏のすぐれた研究に敬意と謝意を表して筆をおく。

註

- (1) 拙稿「応神王朝論序説」(『難波宮址の研究』第五)。のち拙著「日本古代の氏族と天皇」に収む。
- (2) 林屋友次郎「天皇制の歴史的根拠」(最近「日本古代国家論」と改題して、学生社より復刻出版された)、山根徳太郎「応神天皇大隅宮の研究」(『難波宮址の研究』第一)、水野祐「増訂日本古代王朝史論序説」、井上光貞「日本国家の起源」。
- (3) 井上光貞、前掲書。
- (4) 吉井巖「崇神・垂仁の王朝について」(同氏著「天皇の神話と系譜」)
- (5) シンボジウム日本の歴史2「日本国家の形成」のなかでの吉井氏の発言。
- (6) 吉井巖「応神天皇の周辺」(本文前掲)。
- (7) この表では、表の備考に記したように継体以後の史実性の強いものは省いた。伝承にすぎない氏族の祖がどの天皇の時期に出現するかを探るのが目的だからである。なおこの表は拙稿「応神王朝論序説」(前掲)にかかげたものによって作製した。
- (8) 河野勝行「記・紀構成原理の一つとしての「聖君主」観」(『歴史学研究』三八九)。
- (9) このほか「上宮記」系譜にみえる涇侯那加都比古の都も、ツとよんだと考えられる。なお黛弘道氏は「継体天皇の系譜について」の再考(『坂本博士古稀記念会「続日本古代史論集」上巻)で、このホムツワケを後述のように垂仁天皇皇子營津別のこととする説を疑問としているが、その論拠は強力とはいえない。
- (10) 倉野憲司「古事記」(岩波版日本古典文学大系)、土橋寛「古代歌謡集」(小西甚一共著、岩波版日本古典文学大系)。
- (11) 吉井巖「応神天皇の周辺」前掲論文。
- (12) 「播磨国風土記」賀毛郡の条に、顕宗・仁賢両天皇がまた見出されずに美囊郡志深里にいたるとき、針間鴨国造のむすめ根日女命をつまどうたが、両皇子は互にゆずりあってめとろうとせず、根日女は年をとって死んだという話がある。参考のために記しておく。

- (13) 新井喜久夫「古代陵墓制雑考」(『日本歴史』二二二)。
- (14) 陵の記されていない天皇は「日本書紀」では応神だけだが、「古事記」では清寧・仁賢・宣化・欽明の諸天皇の陵は記されていない。
- (15) 孝昭天皇陵は孝安三十八年条に、孝靈天皇陵は孝元六年条に、孝元天皇陵は開化五年条に、反正天皇陵は允恭五年条に、允恭天皇陵は安康三年条に、敏達天皇陵は崇峻四年条に、それぞれ記されているような例外もある。
- (16) 「古事記」は仁徳や履中の陵の所在地を「毛受」と記していることから、「百舌鳥陵也」の文が原本のものでないことは明らかである。なお、百舌鳥野のある和泉は靈龜二年に和泉監として独立するまでは河内の国内にふくまれており、またそののもちも天平十二年より天平宝字元年まで河内にあわされていた。この期間内なら、「川内惠賀之裳伏」に「百舌鳥陵也」の註記を加える人があっても、不思議ではない。この註記については、山根徳太郎氏も論文「応神天皇大隅宮の研究」(前掲)のなかで注意している。
- (17) 石部正志氏は、本稿とは観点をことにするが、現在仁徳陵と伝えられている堺市大仙町の大古墳が実際にそうであるかを疑い、さらに進んで仁徳天皇の實在にも疑いをさしはさんでいる。同氏「百舌鳥三陵への疑義」(『古代学研究』五〇)。
- (18) 仁徳前紀に、仁徳の生れたとき、木菟が産殿に飛び入り、同日武内宿祢の子の生れたとき鷓鴣が産殿に飛び入ったので、鳥の名をとりかえてそれぞれの名としたという伝えがみえる。
- (19) 「津田左右吉全集」第二五卷。
- (20) 吉井巖「ホムツワケ王」(『万葉』七四)。
- (21) 吉井巖、前掲論文。なお黛弘道氏は論文「継体天皇の系譜について」(『学習院史学』五)において、「上宮記」所引の継体の系譜を検討し、記・紀以前の成立であることを論じたが、氏みずからも認めているように系譜が史実かどうかは別問題である。
- (22) 記・紀のなかで物語の主人公となって語られ、しかも天皇にもならず殺されもせず、後統の系譜も持たない皇子は、きわめてまれであるが、ホムツワケ王はそのまれな皇子のほとんど唯一の例であることを、吉井氏は「ホムツワケ王」(前掲)のなかで指摘している。その系譜や物語に改作が行なわれたと考えてよからう。